

令和2年2月27日提出

令和2年3月市議会定例会議案

白 河 市

議案第1号

280MHz防災行政情報配信システム等設置工事請負契約について

市は、次のとおり280MHz防災行政情報配信システム等設置工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 280MHz防災行政情報配信システム等設置工事請負契約
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から令和3年3月12日まで
- 3 契約金額 681,780,000円
- 4 契約の方法 随意契約
- 5 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区二日町14番15号
電気興業株式会社 仙台支店
支店長 秋 元 宏 巳

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第2号

動産の取得について

市は、次のとおり動産を取得する。

- 1 取得の目的 280MHz防災行政情報配信システムに対応した防災ラジオを市民に供するため
- 2 取得する動産 280MHz防災ラジオ（文字表示機能なし） 18,770台
280MHz防災ラジオ（文字表示機能あり） 100台
280MHz戸別受信機1/2λアンテナ 100台
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 376,189,000円
- 5 契約の相手方 東京都港区西新橋二丁目35番2号
東京テレメッセージ株式会社
代表取締役 清野 英俊

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第3号

白河市監査委員条例の一部を改正する条例

白河市監査委員条例（平成17年白河市条例第13号）の一部を次のように改正する。
第4条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 4 号

白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年白河市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項中「382,000 円」を「383,000 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の白河市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和 2 年 2 月 27 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第 5 号

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成 17 年白河市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 170」に改める。

第 2 条 白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 2 年 2 月 27 日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 6 号

白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年白河市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表健康管理医の項の次に次のように加える。

学校健康管理医	1 回当たりの額 12,300 円
---------	-------------------

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 27 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第7号

白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年白河市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の白河市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の白河市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第8号

白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白河市職員の給与に関する条例（平成17年白河市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項第1号イ中「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第12条第2項第1号及び第3号中「6万3,000円」を「6万4,000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第5条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,300	199,900	235,800	269,200	295,500	326,400	371,500
	2	150,400	201,700	237,500	271,200	297,800	328,700	374,200
	3	151,600	203,500	239,100	273,000	300,100	331,000	376,800
	4	152,700	205,200	240,800	275,000	302,300	333,300	379,500
	5	153,900	206,800	242,300	276,800	304,300	335,500	381,600
	6	155,100	208,600	243,800	278,900	306,600	337,600	384,200
	7	156,200	210,200	245,400	280,900	308,800	339,900	386,700
	8	157,300	211,900	247,000	282,900	310,900	342,100	389,300
	9	158,400	213,500	248,600	284,900	313,000	344,200	391,700
	10	159,700	215,300	250,100	286,900	315,300	346,400	394,400
	11	161,000	217,000	251,600	289,000	317,600	348,500	397,100
	12	162,400	218,800	253,000	291,100	319,900	350,700	399,800
	13	163,800	220,300	254,400	293,000	322,000	352,700	402,400
	14	165,300	222,200	255,800	295,100	324,100	354,700	404,700
	15	166,700	223,900	257,200	297,200	326,300	356,800	407,000
	16	168,300	225,600	258,700	299,100	328,500	359,000	409,400
	17	169,700	227,400	260,000	301,000	330,600	360,900	411,300
	18	171,200	229,100	261,800	303,100	332,700	362,900	413,300
	19	172,700	230,800	263,400	305,300	334,800	364,900	415,200
20	174,200	232,400	265,200	307,400	336,900	366,900	417,100	

21	175,700	233,900	266,700	309,300	338,900	368,700	419,000
22	178,300	235,500	268,600	311,400	341,000	370,700	420,800
23	180,900	237,100	270,400	313,500	343,100	372,600	422,700
24	183,600	238,600	272,100	315,600	345,200	374,600	424,600
25	186,500	240,100	273,900	317,400	346,800	376,600	426,500
26	188,100	241,700	275,700	319,500	348,800	378,600	428,000
27	189,900	243,100	277,600	321,600	350,800	380,600	429,600
28	191,600	244,300	279,500	323,700	352,800	382,700	431,200
29	193,100	245,500	281,200	325,600	354,400	384,400	432,900
30	194,800	246,600	283,000	327,700	356,300	386,200	434,200
31	196,600	247,800	284,900	329,800	358,200	388,000	435,500
32	198,100	249,000	286,700	331,900	360,000	389,800	436,800
33	199,800	250,300	288,300	333,500	362,000	391,400	438,000
34	201,300	251,600	290,200	335,500	363,800	392,800	439,300
35	202,700	252,800	292,000	337,600	365,600	394,300	440,700
36	204,000	253,900	293,800	339,700	367,500	395,900	442,000
37	205,300	254,800	295,500	341,500	369,000	397,500	443,200
38	206,700	256,300	297,300	343,500	370,300	398,700	444,000
39	207,800	257,700	299,100	345,500	371,700	400,000	444,800
40	209,000	259,100	300,900	347,500	373,100	401,200	445,600
41	210,500	260,400	302,700	349,500	374,400	402,400	446,200
42	211,700	261,800	304,400	351,400	375,400	403,600	446,900
43	213,000	263,200	306,100	353,300	376,500	404,700	447,600
44	214,300	264,500	307,800	355,100	377,600	405,800	448,400
45	215,400	265,500	309,400	356,800	378,600	406,600	449,200
46	216,700	266,900	311,100	358,300	379,400	407,300	450,000
47	218,000	268,300	312,800	359,800	380,300	408,000	450,500
48	219,300	269,500	314,500	361,300	381,200	408,600	451,200
49	220,500	270,600	315,700	362,800	382,200	409,200	451,700
50	221,600	271,800	317,200	363,700	383,000	409,800	452,100
51	222,600	273,000	318,800	364,800	383,700	410,400	452,500
52	223,800	274,300	320,500	365,800	384,600	411,000	452,900

53	224,900	275,400	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400
54	225,900	276,600	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800
55	226,700	277,900	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100
56	227,600	279,200	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400
57	228,400	280,300	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700
58	229,300	281,400	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100
59	230,100	282,500	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400
60	230,900	283,500	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600
61	231,500	284,500	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900
62	232,400	285,500	333,600	373,900	391,000	414,100	
63	233,300	286,500	334,400	374,600	391,600	414,400	
64	234,200	287,500	335,200	375,300	392,200	414,700	
65	235,000	288,300	336,100	375,800	392,600	415,000	
66	235,900	289,200	336,500	376,500	393,300	415,300	
67	236,700	290,100	337,300	377,200	393,900	415,500	
68	237,500	291,000	338,100	377,800	394,500	415,800	
69	238,100	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100	
70	238,900	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400	
71	239,600	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700	
72	240,200	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900	
73	240,900	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100	
74	241,600	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400	
75	242,300	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700	
76	242,900	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900	
77	243,400	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100	
78	244,100	296,900	344,000	383,500	398,700		
79	244,900	297,300	344,500	384,100	399,000		
80	245,500	297,600	345,000	384,600	399,200		
81	246,100	297,800	345,400	385,100	399,400		
82	246,800	298,100	345,900	385,700	399,800		
83	247,500	298,400	346,400	386,100	400,100		
84	248,200	298,700	346,900	386,500	400,300		

85	248,800	299,000	347,300	386,900	400,500
86	249,500	299,300	347,700	387,400	401,100
87	250,200	299,600	348,200	387,800	401,800
88	250,900	300,000	348,600	388,100	402,500
89	251,600	300,300	348,900	388,600	402,900
90	252,100	300,600	349,400	389,200	403,400
91	252,500	301,000	349,900	389,700	403,800
92	253,000	301,300	350,300	390,100	404,400
93	253,300	301,500	350,500	390,300	404,900
94		301,800	350,900	390,600	
95		302,200	351,400	391,000	
96		302,600	351,800	391,400	
97		302,800	351,900	391,700	
98		303,100	352,400	392,200	
99		303,400	352,700	392,600	
100		303,800	353,100	393,000	
101		304,000	353,500	393,300	
102		304,400	353,900		
103		304,800	354,300		
104		305,100	354,600		
105		305,300	355,100		
106		305,600	355,500		
107		306,000	355,900		
108		306,300	356,300		
109		306,500	356,700		
110		306,900	357,000		
111		307,300	357,400		
112		307,600	357,700		
113		307,700	358,200		
114		308,100			
115		308,300			
116		308,700			

	117		308,900					
	118		309,100					
	119		309,400					
	120		309,600					
	121		309,900					
	122		310,200					
	123		310,500					
	124		310,800					
	125		311,100					
再任用職員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてこの条例による改正前の白河市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の1級の適用を受けていた者で、次の表の旧号給(切替日の前日においてその者が受けていた号給をいう。)欄に掲げる号給の適用を受けていた者は、切替日以後においてそれぞれ新号給欄に掲げる号給に切り替える。

旧号給	新号給
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	1
18	2

1 9	3
2 0	4
2 1	5
2 2	6
2 3	7
2 4	8
2 5	9
2 6	1 0
2 7	1 1
2 8	1 2
2 9	1 3
3 0	1 4
3 1	1 5
3 2	1 6
3 3	1 7
3 4	1 8
3 5	1 9
3 6	2 0
3 7	2 1
3 8	2 2
3 9	2 3
4 0	2 4
4 1	2 5
4 2	2 6
4 3	2 7
4 4	2 8
4 5	2 9
4 6	3 0
4 7	3 1
4 8	3 2
4 9	3 3
5 0	3 4
5 1	3 5
5 2	3 6
5 3	3 7
5 4	3 8
5 5	3 9
5 6	4 0
5 7	4 1
5 8	4 2

5 9	4 3
6 0	4 4
6 1	4 5
6 2	4 6
6 3	4 7
6 4	4 8
6 5	4 9
6 6	5 0
6 7	5 1
6 8	5 2
6 9	5 3
7 0	5 4
7 1	5 5
7 2	5 6
7 3	5 7
7 4	5 8
7 5	5 9
7 6	6 0
7 7	6 1
7 8	6 2
7 9	6 3
8 0	6 4
8 1	6 5
8 2	6 6
8 3	6 7
8 4	6 8
8 5	6 9
8 6	7 0
8 7	7 1
8 8	7 2
8 9	7 3
9 0	7 4
9 1	7 5
9 2	7 6
9 3	7 7
9 4	7 8
9 5	7 9
9 6	8 0
9 7	8 1
9 8	8 2

9 9	8 3
1 0 0	8 4
1 0 1	8 5
1 0 2	8 6
1 0 3	8 7
1 0 4	8 8
1 0 5	8 9
1 0 6	9 0
1 0 7	9 1
1 0 8	9 2
1 0 9	9 3

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する 条例

白河市職員の退職手当支給に関する条例（平成17年白河市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第8条の2第1項において同じ。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第8条の次に次の1条を加える。

（勤続期間の特例）

第8条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第2条第2項に規定する者のうち、月の中途において採用され、又は退職した者の当該採用された月又は退職した月に係る職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日未満である場合には、当該月は前条第1項の在職期間に含めないものとする。

- 2 職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間については、第2条第2項に規定する者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間を含むものとみなす。
- 3 前条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いた在職期間を含むものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白河市職員の退職手当支給に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。）の新条例第2条第2項に規定する勤

務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を新条例第2条第1項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。

(白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白河市条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とする。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第10号

白河市中山間ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例

白河市中山間ふるさと水と土保全基金条例（平成17年白河市条例第69号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 1 1 号

白河市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

白河市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 7 年白河市条例第 7 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 7 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例

白河市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年白河市条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「補則（第16条）」を「雑則（第16条・第17条）」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

「第5章 補則」を「第5章 雑則」に改める。

第16条を第17条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（支給審査委員会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市生活交通バス条例の一部を改正する条例

白河市生活交通バス条例（平成17年白河市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第5条各号を次のように改める。

- (1) 白河市循環バスの別の路線に乗り換えた者（規則に定める券の発行を受けた者に限る。） 使用料（乗り換えたバスの使用料に限る。）の全部
- (2) 白河市循環バスで、別の便に乗り継ぎした者（規則で定める要件に該当する者で、規則に定める券の発行を受けたものに限る。） 使用料（乗り継ぎしたバスの使用料に限る。）の全部
- (3) 別表第1に規定する障がい者等の介助のために乗車する者（障がい者等1人につき1人まで） 使用料の一部
- (4) 市長が特別の理由があると認めた者 使用料の全部又は一部

別表第1の(1)の表を次のように改める。

- (1) 1乗車の使用料

区分	右記以外の者	障がい者等
大人	200円	100円
子ども	100円	50円
乳幼児	無料	無料

備考

- 1 「大人」とは、中学生以上の者をいう。
- 2 「子ども」とは、小学生をいう（次表において同じ。）。
- 3 「乳幼児」とは、小学生未満の者をいう。
- 4 「障がい者等」とは、使用料を納付する際に自身が交付を受けている身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳、福島県療育手帳制度要綱（昭和49年4月9日第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び同法第41条から第44条の2までに規定する施設において保護等を受けている証明書を提示した者をいう（次表において同じ。）。
- 5 この表大人の項の中欄の規定にかかわらず、65歳以上の者（当該年度末において65歳以上に達する者をいう。次表において同じ。）の1乗車の使用料は、100円とする。

別表第1の(2)の表備考に次のように加える。

- 3 この表一般の項及び学生の項の規定にかかわらず、一般の項及び学生の項に該当する障がい者等の使用料は子どもの項に規定する使用料とし、子どもの項に該当す

る障がい者等の使用料は同項に規定する使用料に7割を乗じて得た額を使用料とする。この場合において、前段に基づいて算定した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 この表一般の項の規定にかかわらず、65歳以上の者の1月を期間とする定期券の使用料は3,000円、3月を期間とする定期券の使用料は8,550円とする。

5 この表の規定にかかわらず、65歳以上の者又は障がい者等に対し、1年を期間とする定期券を販売する。

6 前項の定期券の使用料は、19,500円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の生活交通バスの乗車に係る使用料について適用し、同日前の生活交通バスの乗車に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第5条の規定は、同条の改正規定の施行の日以後の生活交通バスの乗車に係る使用料の免除について適用し、同日前の生活交通バスの乗車に係る使用料の免除については、なお従前の例による。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第14号

白河市印鑑条例の一部を改正する条例

白河市印鑑条例（平成17年白河市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第2項中「に記載」の次に「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を加える。

第6条第1項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を削る。

第8条中「(以下「利用申請」という。）」を削る。

第15条第1項中「届出し」を「届け出」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白河市国民健康保険税条例（平成23年白河市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の2.86」を「100分の2.62」に改める。

第7条中「9,200円」を「9,000円」に改める。

第8条第1号中「6,600円」を「6,400円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,200円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「4,800円」に改める。

第9条中「100分の2.26」を「100分の2.22」に改める。

第23条第1号ウ中「6,440円」を「6,300円」に改め、同号エ（ア）中「4,620円」を「4,480円」に改め、同号エ（イ）中「2,310円」を「2,240円」に改め、同号エ（ウ）中「3,465円」を「3,360円」に改め、同条第2号ウ中「4,600円」を「4,500円」に改め、同号エ（ア）中「3,300円」を「3,200円」に改め、同号エ（イ）中「1,650円」を「1,600円」に改め、同号エ（ウ）中「2,475円」を「2,400円」に改め、同条第3号ウ中「1,840円」を「1,800円」に改め、同号エ（ア）中「1,320円」を「1,280円」に改め、同号エ（イ）中「660円」を「640円」に改め、同号エ（ウ）中「990円」を「960円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白河市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市介護保険条例の一部を改正する条例

白河市介護保険条例(平成17年白河市条例第109号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成30年度から平成32年度までの各年度における」を削り、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度における」を削り、「26,600円」を「21,300円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度における」を削り、「44,300円」を「35,400円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度における」を削り、「51,400円」を「49,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白河市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

白河市公設地方卸売市場条例（平成17年白河市条例第122号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条・第7条」を「第6条―第7条」に改める。

第1条中「及び福島県卸売市場条例（昭和46年福島県条例第68号。以下「県条例」という。）」を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

（業務運営の基本原則）

第2条の2 市長は、白河市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第3条各号列記以外の部分中「白河市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）」を「市場」に改め、同条各号中「その他の食料品」を「規則で定めるその他の物品等」に改める。

第6条の次に次の5条を加える。

（卸売業者の許可）

第6条の2 卸売業者になろうとする者は、取扱品目の部類ごとに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 卸売市場に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(2) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(3) この条例の規定による取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請人が法人であって、その業務を執行する役員に第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるとき。

(6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

（卸売業者の許可の取消し）

第6条の3 市長は、卸売業者が前条第2項第1号、第2号又は第5号のいずれかに該当することとなったとき、又は必要な資力を有しなくなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第6条の4 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

4 第6条の2第2項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第2項中「前項の規定による申請」とあるのは「第6条の4第3項の規定による申請」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、同項第6号中「その許可」とあるのは「その認可」と読み替えるものとする。

(卸売業者の相続)

第6条の5 卸売業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該卸売業者の業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)がその業務を引き続き営むことについて市長の認可を受けたときは、その相続人は卸売業者の地位を承継する。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対して行った第6条の2第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

(卸売業者の事業報告書の提出)

第6条の6 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の報告書を提出したときは、当該報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを1年間主たる事務所に保管しなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をしたものから、前項の写しについて閲覧の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められるものからの申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされた場合と認められる場合

(3) 同一のものから短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

第7条第1項中「せり人として知事に届け出た者」を「せりを行うのに必要な経験及び能力を有する者であって、規則で定める事項に該当しない者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「第7条の2」を「次条」に改め、同項第2号中「、県条例」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 卸売業者は、せり人を定めたとき、又はその者がせり人でなくなったときは、速やか

に、その者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

第7条の2中「卸売業者から」を削り、「仕分け」を「仕分」に改める。

第7条の3第2項第1号中「又は県条例」を削り、同項第5号を削り、同項第6号中「又は前号」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とする。

第7条の4中「第6号」を「第5号」に改める。

第7条の5第4項中「同項第7号」を「同項第6号」に改める。

第7条の6を次のように改める。

(相続規定の準用)

第7条の6 第6条の5の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同条第1項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、同条第2項中「第6条の2第1項」とあるのは「第7条の3第1項」と読み替えるものとする。

第8条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第9条中「若しくは第3号」を削る。

第19条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法」を「せり売若しくは入札の方法又は相対による取引（以下「相対取引」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項各号列記以外の部分中「第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定」を「売買取引の方法を定め、」に改め、同項各号中「販売方法」を「売買取引の方法」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項に規定する売買取引の方法について、公表（インターネットの利用その他の適切な方法により行う公表をいう。以下同じ。）しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 卸売業者は、第6条の2第1項に規定する許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合は、規則に定める理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

第21条及び第22条を次のように改める。

(買受人等以外の者に対する卸売の報告)

第21条 卸売業者は、毎月、買受人等以外の者に対して卸売をした品目の卸売数量を規則で定める報告書により、翌月20日までに市長に報告しなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第22条 卸売業者は、次に掲げる事項について公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 第39条第1項に規定する出荷奨励金及び同条第2項に規定する買受代金完納奨励金（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその交付基準と金額

第27条の2を次のように改める。

(卸売業者以外の者から買い入れて行った販売の報告)

第27条の2 卸売業者は、毎月、卸売業者以外の者から買い入れて行った物品の販売数量を規則で定める報告書により、翌月20日までに市長に報告しなければならない。

第29条及び第30条を次のように改める。

第29条及び第30条 削除

第34条の見出し中「報告」の次に「及び公表」を加え、同条に次の1項を加える。

4 卸売業者は、第1項及び第2項の規定により市長に報告した内容について速やかに公表しなければならない。

第35条第1項中「市場の卸売場内に掲示するものとする」を「公表しなければならない」に改め、同条第2項中「公表するものとする」を「公表しなければならない」に改める。

第41条を次のように改める。

(委託手数料及び奨励金等の公表)

第41条 卸売業者は、前条に規定する委託手数料についてはその月の前月の種類ごとの受領額及び第39条に規定する奨励金等がある場合についてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第22条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)を公表しなければならない。

第43条の次に次の1項を加える。

(決済の方法及びその公表)

第43条の2 市場における売買取引の決済は、第36条から前条までに定めるもののほか、取引参加者間で決定した支払期日及び支払方法により行わなければならない。

2 市長は、前項の決済方法について公表しなければならない。

第45条第2項を次のように改める。

2 卸売業者等及び買受人(以下「市場関係事業者」という。)は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他食品衛生に関する法令に即して品質管理を行わなければならない。

第45条第3項を削る。

第46条中「卸売業者等及び買受人」を「市場関係事業者」に改める。

第47条及び第48条中「市場施設の利用者」を「市場関係事業者」に改める。

第50条第4号を次のように改める。

(4) 卸売市場法並びにこの条例、この条例に基づく規則及びこれらに基づく市長の指示に従わないとき。

第53条第1項中「卸売業者等及び買受人」を「市場関係事業者」に改める。

第55条第2項第4号中「(県条例第4条第1項第3号から第6号まで又は第29条第2項第3号から第6号までに掲げる事項に限る。)」を削る。

別表売場使用料の項中「第27条の2ただし書の規定に基づき」を「卸売業者以外の者から」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に福島県卸売市場条例（昭和46年福島県条例第68号）第8条の2の規定により許可を受けて卸売業者となっている者は、この条例による改正後の白河市公設地方卸売市場条例第6条の2の規定により許可を受けた卸売業者とみなす。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者等が本市において果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び中小企業者等の努力等について明らかにするとともに、中小企業者等の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域内経済の循環をはじめとした本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することで、持続可能な地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所を有するもの（小規模企業者を除く。）をいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び小規模企業者をいう。
- (4) 中小企業団体 商工会議所、商工会、一般社団法人産業サポート白河その他の中小企業者等の振興を図ることを目的とする団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業者等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、市内に存するもの及び市内で教育研究活動等を行うものをいう。
- (7) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うもの及び信用保証協会であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの努力及び創意工夫により、事業の持続的な成長及び発展が促進されること。
- (2) 中小企業者等、中小企業団体、大企業者、教育機関、金融機関、国、県、市及び市民の連携及び協力のもと促進されるとともに、経済的又は社会的環境の変化への円滑な適応がなされること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係部局の横断的な連携を図り、中小企業者等の振興に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、中小企業者等、中小企業団体、大企業者、教育機関、金融機関、国、県及び市民の連携及び協力の促進に努めなければならない。
- 3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、その実施に際して必要となる手続きについて簡素化、合理化等の措置を講ずることにより中小企業者等の負担の軽減を図るよう努めなければならない。
- 4 市は、市内の経済循環を促進するため、予算の適切な執行及び公正な競争の確保に留意しつつ、市内において生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービス等（以下「地場産品等」という。）の利用に努めなければならない。

（中小企業者等の努力）

第5条 中小企業者等は、経済的又は社会的環境の変化に円滑に適応するため、自主的に経営基盤の強化、経営力の向上及び経営の革新（以下「経営基盤の強化等」という。）に努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、従業員的能力の開発及び向上、将来を担う中核人材（事業上の様々な業務において中核を担う人材又は特殊な資格や専門性の高い就業経験を有する人材のことをいう。以下同じ。）の育成並びに蓄積された技術や技能の承継に努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、雇用の安定、従業員健康の増進、福利厚生充実及び子育てや介護支援等に配慮した従業員の仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という。）の実現に努めるものとする。
- 4 中小企業者等は、学生や障がい者等が就職に当たって行う就業の体験、教育機関が行う職業や就業に関する理解を深める活動等に協力するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地場産品等の利用に努めるものとする。
- 6 中小企業者等は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（中小企業団体の役割）

第6条 中小企業団体は、中小企業者等の経営基盤の強化等のための支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚するとともに、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力を努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業者等の振興が本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、市や中小企業団体等が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 大企業者は、市内の経済循環を促進するため、地場産品等の利用に努めるものとする。

（教育機関の役割）

第8条 教育機関は、学生、生徒及び児童（以下「学生等」という。）に対し、教育活動を通して勤労及び職業に対する意識の啓発を図るとともに、中小企業者等を知る機会の創出等による地域に対する誇りや愛着を醸成するための取り組みに協力するよう努めるものとする。

2 教育機関は、教育研究活動等を通じて中小企業者等との連携及び中小企業者等の事業の発展に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、円滑な資金の供給や経営の相談の対応等を行い、中小企業者等の育成及び事業の持続的な発展を支援するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業者等の振興が本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市内の経済循環を促進するため、地場産品等の利用により、中小企業等の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、中小企業者等の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 経営基盤の強化
- (2) 事業活動の拡大
- (3) 人材の定着及び育成
- (4) 創業及び事業承継等の促進

2 市は、前項の施策を効果的に実施するため、必要な調査、分析及び情報発信を行うものとする。

3 市は特に、第1項の施策の策定及び実施に当たり、小規模企業者が地域の特性を生かした事業活動を行い、就業機会を提供するなど、本市経済の安定に寄与していることに鑑み、経済的又は社会的環境の変化による影響が大きい小規模企業者が将来に渡って事業を円滑かつ着実に運営できるよう必要な配慮をするものとする。

(経営基盤の強化)

第12条 市は、前条第1項第1号の基本方針に基づき、次に掲げる施策及びその他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業団体が実施する中小企業者等における経営に関する相談や指導等の充実に関する取り組みを支援すること。
- (2) 金融機関との連携及び協力のもと、中小企業者等における円滑な資金調達を支援すること。
- (3) 新たな知的財産の創造、中小企業者等の所有する知的財産の保護及び活用に関する取り組みを支援すること。

(事業活動の拡大)

第13条 市は、第11条第1項第2号の基本方針に基づき、次に掲げる施策及びその他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 新製品又は新サービスを開発するための技術に関する研究開発の促進、新分野の進出に関する取り組みを支援すること。
- (2) 取引や販路の拡大に関する取り組みを支援すること。
- (3) 情報通信技術をはじめとした新技術の活用を支援すること。
- (4) 産学官連携や農商工連携をはじめとした異業種又は異分野における相互の連携及び協力を図るための取り組みを支援すること。

(人材の定着及び育成)

第14条 市は、第11条第1項第3号の基本方針に基づき、次に掲げる施策及びその他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 学生等に対して勤労及び職業に対する意識の啓発を行うとともに、中小企業者等を知る機会の創出等による地域に対する誇りや愛着を醸成するための取り組みを推進すること。
- (2) 若者をはじめとした次世代を担う優秀な人材の還流（U I Jターン等による市外から市内への人の流れのことをいう。）及び定着を推進すること。
- (3) 高齢者、女性、障がい者及びその他の多様な人材がその能力を発揮し、社会において一人ひとりの活躍が促進される取り組みを推進すること。
- (4) 雇用の安定、従業員の健康の増進、福利厚生の実施及び子育てや介護支援等に配慮した従業員のワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを支援すること。
- (5) 従業員の能力の開発及び向上、将来を担う中核人材の育成並びに蓄積された技術や技能の承継を図るための取り組みを支援すること。

(創業及び事業承継等の促進)

第15条 市は、第11条第1項第4号の基本方針に基づき、次に掲げる施策及びその他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 創業に関する取り組みを支援すること。
- (2) 第二創業、事業の転換及び事業承継に関する取り組みを支援すること。

(中小企業・小規模企業振興会議)

第16条 中小企業者等の振興に関し、次の事項について協議するため、白河市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

- (1) 中小企業者等の振興に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 市は、振興会議の意見を参考にし、中小企業者等の振興に関する施策を実施するものとする。

3 振興会議は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、中小企業者等の振興に携わる者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(財政上の措置)

第17条 市は、中小企業者等の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市道路占用料徴収条例及び白河市都市公園条例の一部を改正する条例

(白河市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 白河市道路占用料徴収条例(平成17年白河市条例第132号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420円
	第2種電柱		650円
	第3種電柱		880円
	第1種電話柱		380円
	第2種電話柱		610円
	第3種電話柱		830円
	その他の柱類		38円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円
	地下に設ける電線その他の線類		2円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			68円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			91円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230円
	外径が1メートル以上のもの			450円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		760円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			480円
	地下に設ける通路			290円
	その他のもの			760円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	標識		1本につき1年	610円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
	その他のもの			480円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年		760円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		96円
令第7条第9号に掲げる施設	自動車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年		Aに0.013を乗じて得た額

（白河市都市公園条例の一部改正）

第2条 白河市都市公園条例（平成17年白河市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 公園を占有する場合

占有物件		単位	金額
電柱		1本につき1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げる額
変圧塔		1基につき1年	760円
地下埋設物	外径0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	91円

	外径0.4メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	160円
標識		1本につき1年	610円
看板及び掲示板		板面1平方メートルにつき1日	10円
施行令第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円
法第7条第1項第6号に掲げるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(白河市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の白河市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
(白河市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の白河市都市公園条例別表第2の2の表の規定は、施行日以後の第10条の許可に係る使用料について適用し、同日前の第10条の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市営住宅条例及び白河市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(白河市営住宅条例の一部改正)

第1条 白河市営住宅条例(平成17年白河市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改める。

第7条第4項中「平成33年3月11日」を「令和3年3月11日」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(連帯保証人の極度額)

第10条の2 前条第1項第1号の規定により入居決定者の連帯保証人となる者が保証する極度額は、当該入居決定者の入居に際して算出された家賃の12月分に相当する額とする。

第17条中第4項を第5項とし、同条第3項中「未納の家賃」を「債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が債務(賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務をいう。以下同じ。)を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

別表第1石切場市営住宅の項を次のように改める。

石切場市営住宅	白河市石切場53番地1
	白河市石切場54番地3

別表第1瀬戸原市営住宅の項を削る。

(白河市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 白河市営特定公共賃貸住宅条例(平成17年白河市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第9条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、入居者が債務(賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務をいう。以下同じ。)を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第9条の次に次の1条を加える。

(連帯保証人の極度額)

第9条の2 前条第1項の規定により入居決定者の連帯保証人となる者が保証する極度

額は、当該入居決定者の入居に際して算出された家賃の12月分に相当する額とする。
第19条第2項中「未納の家賃等」を「債務の不履行又は損害賠償金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(白河市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の白河市営住宅条例（以下次項において「改正後の条例」という。）第10条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入居決定者に係る連帯保証人について適用し、同日前の入居決定者に係る連帯保証人については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第41条第3項の規定は、施行日以後に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率について適用し、施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る利息の割合については、なお従前の例による。
(白河市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第2条の規定による改正後の白河市営特定公共賃貸住宅条例第9条の2の規定は、施行日以後の入居決定者に係る連帯保証人について適用し、同日前の入居決定者に係る連帯保証人については、なお従前の例による。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 21 号

白河市語学指導を行う外国青年の給料等に関する条例を廃止する条例

白河市語学指導を行う外国青年の給料等に関する条例（平成 17 年白河市条例第 156 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 27 日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 22 号

東村優良雌牛振興基金の設置に関する条例を廃止する条例

東村優良雌牛振興基金の設置に関する条例（昭和 55 年東村条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 27 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第23号

本庁舎耐震補強及び大規模改修建築工事請負契約の一部変更について

平成31年2月27日市議会の議決を受けた議案第1号本庁舎耐震補強及び大規模改修建築工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「1,501,200,000円」を「1,585,073,900円」に変更する。

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 24 号

小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約の一部
変更について

令和元年 6 月 11 日市議会の議決を受けた議案第 89 号小峰城跡（水懸口北面）石垣修復整備工事請負契約についての一部を次のように変更する。

工期中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 8 月 31 日」に変更する。

令和 2 年 2 月 27 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第 25 号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

1 認定する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2281	新白河63号線	白河市新白河四丁目32番地3	
		白河市新白河四丁目32番地10	
3222	久田野南5号線	白河市久田野塚田34番地17	
		白河市久田野塚田34番地22	
4169	引目橋4号線	白河市関辺引目橋38番地45	
		白河市関辺引目橋38番地63	

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第1号 損害賠償について

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第2号 損害賠償について

令和2年2月27日提出

白河市長 鈴木和夫

